

2011年(平成23年)9月6日 火曜日

## 退職者の競業行為防げる?



Q 会社を経営していますが、従業員が退職し、同業他社に就職するのを聞きました。退職後の従業員の競業を防ぐことはできますか。

則として競業行為は、入社時や、一定の禁止されなくなります。ボストに昇進する時に提出してもらうのが適切です。

そのため会社として切です。

A 従業員は在職中、労働契約に基づき他社就職や、同業独立意をしていない場合で、会社と競業行為を行なうことはできません。他方、退職後は会社との労働契約関係はなくなりますので、原

職業選択の自由を不当に侵害する場合には無効となります。**競業禁止**

止が有効か否かは①禁止期間、禁止場所が限定されているか②禁止される職種が限定されているか③代償の有無(機密保持手当等支払)④の有無)などを考慮して企業秘密の保護、従業員の職業選択の自由、社会の利害(独占集中の恐れ)の三つの視点に立って検討されます。

職金規定に競業会社に就職するために退職したときには退職金を支給しない旨の定めがある場合で、退職者が従業員の大量引き抜き行為を行い、会社業務に大きな影響を与えた事案について、退職金不支給規定の適用を認め、退職金の返還を認めめたものもあります。

## 誓約書などで合意を

誓約書などで合意を結ぶ場合に、競業禁止が有効な場合には、競業禁止義務違反に対しても競業行為

（弁護士 松田健太郎）